平成２６年（フ）第３６２号
静岡県浜松市北区三方原町947番地の７
破産者　有限会社宏晃
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
静岡県浜松市西区西山町1055番地の66
破産者　有限会社フミヤ
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
和歌山県御坊市薗156番地
破産者　株式会社日高水産資材商会
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第７４号
千葉県富里市日吉台１丁目３番地１　パステル日吉104
破産者　稲葉　清志
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１３号
千葉県夷隅郡大多喜町大田代193番地
破産者　細谷　忠男
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
佐賀県伊万里市東山代町東大久保1917番地２
破産者　有限会社伊藤組
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２号
鹿児島県鹿屋市古江町7231番地
破産者　有限会社永峯製麺工業
１　決定年月日　平成27年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１２４９号
札幌市白石区栄通16丁目４番７号
破産者　有限会社リベルト
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６０号
札幌市東区北45条東19丁目２－５、商業登記簿上の本店所在地札幌市東区栄町861番地38
破産者　有限会社鎌田機械産業
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５号
栃木県那須塩原市黒磯34番地１
破産者　御手洗紀久子
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第２０８６号
名古屋市天白区井口２丁目701番地
破産者　株式会社ラックヌーボー
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１３号
名古屋市西区上名古屋３丁目25番35号第２猪村ビルディング403号
破産者　有限会社やま
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７８号
名古屋市中村区畑江通１丁目12番地
破産者　株式会社吉源
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２６７号
大阪市住吉区杉本１丁目13番15号　コーポ悠美５Ａ号、前住所大阪市住吉区杉本１丁目13番15号　コーポ悠美101号
破産者　小林　一夫
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９３５号
大阪府吹田市五月が丘北17－５、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市豊津町11番34号
破産者　株式会社ＳＥＮＫＵサービス
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２４７号
兵庫県加古川市加古川町北在家2518番地
破産者　有限会社あきんど
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３０１号
大阪府門真市大字桑才103番地
破産者　成和工芸株式会社
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３９号
大阪市平野区加美北１丁目10番19号
破産者　株式会社セイシュー
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２３８号
大阪府高槻市永楽町８番14号
破産者　有限会社北大阪造花装飾
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５３４号
大阪市西区新町２丁目17番12号
破産者　有限会社イービーオー
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２３号
堺市美原区木材通４丁目13番１号
破産者　成瀬特殊木材株式会社
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
神戸市垂水区山手３丁目８番26号
破産者　巴工業株式会社
１　決定年月日　平成27年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部